

6 月定例月議会 議会報告資料

四日市市議会

資 料 一 覧

- 四日市市議会における各常任委員会の所管（担当範囲） P 1
- 令和 7 年 6 月定例月議会の日程 P 2
- 各常任委員会 委員名簿 P 3
- 議案・請願審議の流れ（イメージ図） P 4
- 令和 7 年 6 月定例月議会 常任委員会で審査した事項 P 5～6
- 令和 7 年 6 月補正予算案の概要 P 7～8
- 各常任委員会における審査
 - ・総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 P 9～11
 - ・教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 P 12～15
 - ・産業生活常任委員会／予算常任委員会産業生活分科会 P 16～24
 - ・都市・環境常任委員会／予算常任委員会都市・環境分科会 P 25～31
 - ・予算常任委員会 P 32～34
- 6 月定例月議会の概要（審査の結果） P 35
- 6 月定例月議会における代表質問、一般質問について P 36～37
- 6 月定例月議会における議案に対する意見募集の結果について P 38
- 令和 7 年 9 月定例月議会日程（予定） P 39
- 令和 7 年 9 月定例月議会 議会報告会開催のお知らせ P 40

四日市市議会における各常任委員会の所管

四日市市議会では、以下の6つの常任委員会が設置されており、それぞれ定数、所管（担当する範囲）が「四日市市議会委員会条例」に定められています。

1 総務常任委員会（8人）（定数 8人）

政策推進部（総合計画、広報広聴、秘書、国際交流、中核市、四日市港など）、総務部（行政一般、文書、条例等の立案、職員の任免・服務・給与・研修・福利厚生、情報公開・個人情報保護、契約、工事検査、デジタル戦略、統計、情報処理、人権など）、財政経営部（財政、行財政改革、市有財産、市税など）、危機管理統括部（自然災害、テロ、新型コロナウイルス等危機管理）、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に属する事項、消防本部、その他の常任委員会の所管に属しない事項

2 教育民生常任委員会（8人）（定数 9人）

健康福祉部（社会福祉、介護保険、健康、公衆衛生、国民健康保険、国民年金、食肉の検査）、こども未来部（児童福祉、子育て支援、子どもの健康）、教育委員会に属する事項

3 産業生活常任委員会（9人）（定数 9人）

市民生活部（地域振興、市民活動、生涯学習、市民相談、消費計量、多文化共生、男女共同参画、戸籍・住民基本台帳、印鑑登録）、シティプロモーション部（シティプロモーション、観光、文化振興、文化財、体育施設、スポーツ）、商工農水部（商業、工業、勤労福祉、雇用対策、農林業、水産業、農業土木、競輪事業）、市立四日市病院、農業委員会に属する事項

4 都市・環境常任委員会（8人）（定数 8人）

環境部（環境衛生、生活環境・自然環境、廃棄物の処理、清掃）、都市整備部（都市計画、公共交通、建築指導・開発審査、道路・公園・河川及び農用・用排水、市街地整備、営繕、住宅）、上下水道局に属する事項

5 予算常任委員会（議長を除く33人）（定数33人）

予算及びこれに関連する事項

6 決算常任委員会（議長及び議会選出監査委員を除く31人）（定数 31人）

決算及びこれに関連する事項

※ 四日市市議会の議員は34人で、議員は1から4までの常任委員会のいずれか1つに所属することになっています。

※ 予算常任委員会及び決算常任委員会には、1から4までの常任委員会と委員構成や所管を同一とする分科会が設置されています。（委員構成については、議長、監査委員を除く都合で例外があります）

令和7年6月定例月議会の日程（○本会議日程 ●委員会日程）

6月4日（水）	○（初日）議案説明、質疑、委員会付託、採決等 ●予算常任委員会分科会（総務、教育民生） ●予算常任委員会全体会
11日（水）	○一般質問
12日（木）	○一般質問
13日（金）	○一般質問
16日（月）	○一般質問 ●都市・環境常任委員会
17日（火）	○一般質問、議案質疑、委員会付託
18日（水）	●都市・環境常任委員会 総務常任委員会 連合審査会 ●各常任委員会／予算常任委員会各分科会
24日（火）	●予算常任委員会全体会 ●産業生活常任委員会
30日（月）	○（最終日）委員長報告、質疑、討論、採決

6月定例月議会は、上記日程で開催されました。

各常任委員会 委員名簿

総務常任委員会 (8 人)		
委員長	後藤	純子
副委員長	樋口	博己
委員	川村	幸康
委員	早川	新平
委員	樋口	龍馬
委員	森	智子
委員	森川	慎
委員	諸岡	覚

教育民生常任委員会 (8 人)		
委員長	竹野	兼主
副委員長	田中	徹
委員	伊世	利子
委員	上	麻理
委員	笹岡	秀太郎
委員	中川	雅晶
委員	日置	記平
委員	山田	知美

産業生活常任委員会 (9 人)		
委員長	谷口	周司
副委員長	今村	厚美
委員	伊藤	嗣也
委員	太田	紀子
委員	加納	康樹
委員	小林	博次
委員	笹井	絹予
委員	辻	裕登
委員	山口	智也

都市・環境常任委員会 (8 人)		
委員長	石川	善己
副委員長	村上	暁
委員	荒木	美幸
委員	荻須	智之
委員	小田	あけみ
委員	平野	貴之
委員	水谷	一未
委員	森	康哲

予算常任委員会 (議長を除く 33 人)		
委員長	加納	康樹
副委員長	水谷	一未

決算常任委員会 (議長及び議会選出 監査委員を除く 31 人)		
委員長	平野	貴之
副委員長	上	麻理

議案・請願審議の流れ

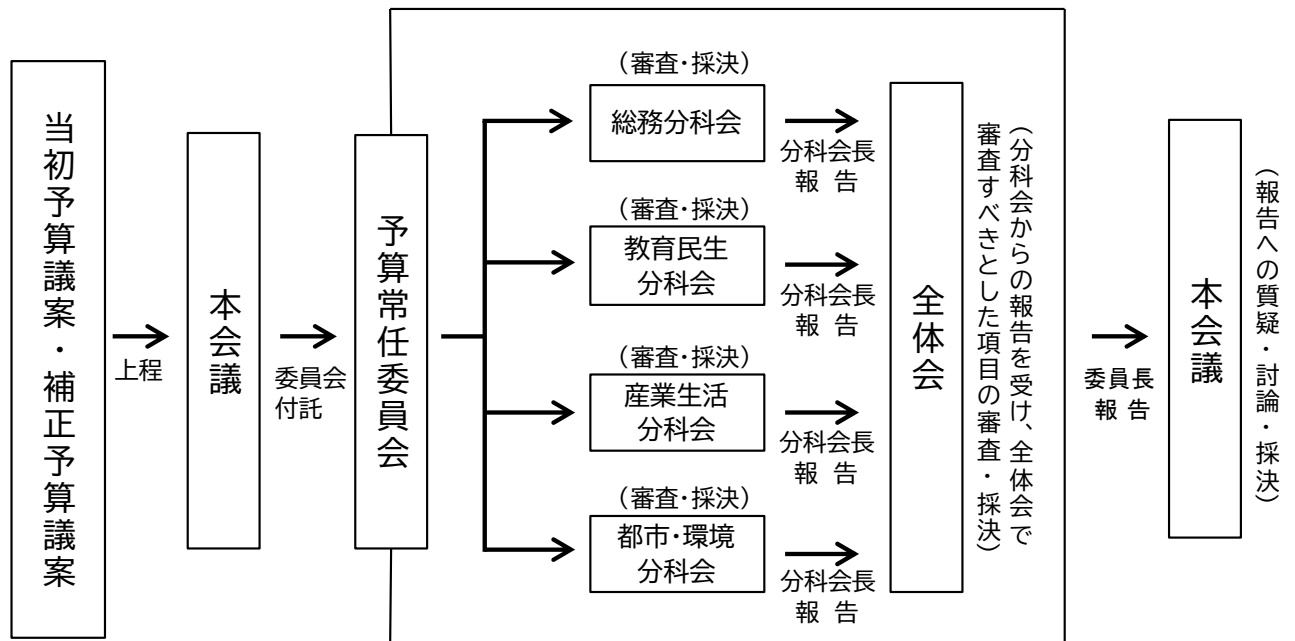
【 議 案 】

予算、決算、条例制定・改廃、契約の締結、動産の取得・処分など

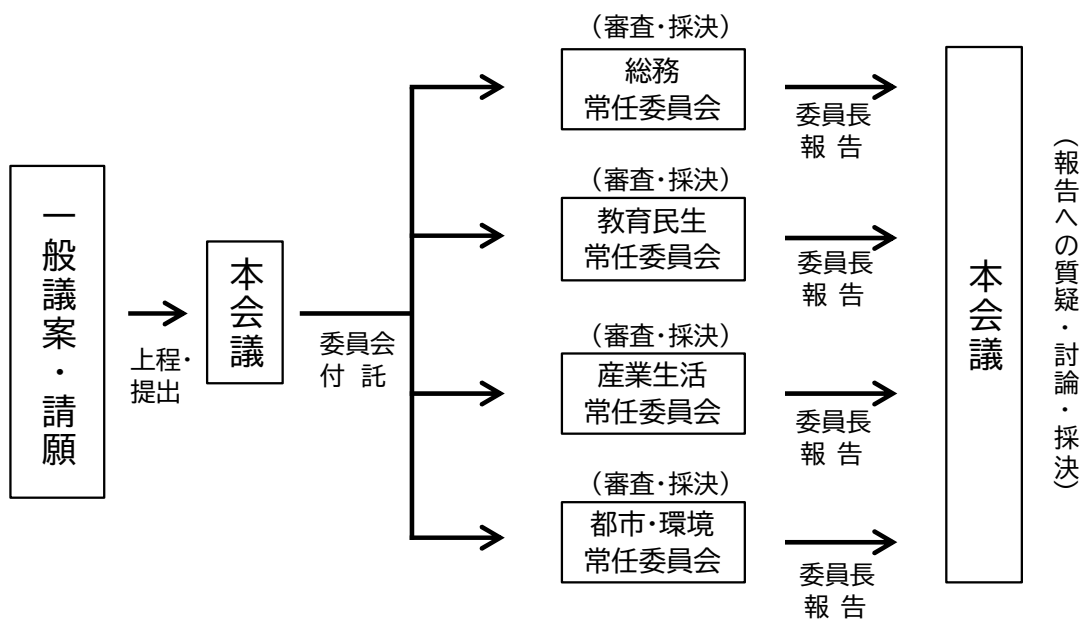
【 請 願 】

市行政への要望、国・県に対して市議会から要望する(意見書を提出する)ことを求めるものなど

○予算関係議案の審議の流れは下記のとおりです。



○一般議案及び請願の審議の流れは下記のとおりです。



令和7年6月定例月議会 委員会で審査した事項について

今定例月議会では、下記のとおり、補正予算関係議案、条例の一部改正に関する議案、工事請負契約に関する議案などのほか、請願について審査を行いました。

○ 予算常任委員会

- 議案第2号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 令和7年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第5号 令和7年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算

○ 総務常任委員会

- 議案第6号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 四日市市税条例の一部改正について
- 議案第21号 動産の取得について
－高規格救急自動車 1台－
- 議案第24号 損害賠償の額を定めることについて

○ 教育民生常任委員会

- 議案第9号 四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第10号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第11号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第22号 動産の取得について
－真空冷却機 北部5台－
- 議案第23号 動産の取得について
－真空冷却機 南部5台－

○ 産業生活常任委員会

- 議案第14号 工事請負契約の締結について
－霞ヶ浦第1野球場グラウンド改修工事－
- 議案第15号 工事請負契約の締結について
－四日市競輪場競走路改修工事－

○ 都市・環境常任委員会

- 議案第12号 四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 土地の処分について

- 議案第16号 工事請負契約の締結について
－水沢町（瀬戸用水）法面修繕工事－
- 議案第17号 工事請負契約の締結について
－市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事－
- 議案第18号 工事請負契約の変更について
－四日市中央線道路整備工事（東工区その3）－
- 議案第19号 工事委託協定の締結について
－四日市近鉄ビル内連絡通路整備工事－
- 議案第20号 動産の取得について
－小型一般ごみ収集車 4台－
- 議案第25号 市道路線の認定について
- 請願第1号 P F A S 曝露による健康被害のリスクから市民を守るため、早急に市全域の P F A S 汚染の実態を把握して汚染対策を進めるよう求めることについて

令和7年度6月補正予算（第2号）案の概要

1. 6月補正予算（第2号）案について

補正の内容は、昨年度に国の経済対策として給付した当初調整給付金について、令和6年分の所得が確定したことにより、給付額に不足が生じた納税義務者等に対し、定額減税補足給付金（不足額給付）を給付するため、所要の事業費及び事務費を計上しようとするものです。

歳入については、国庫支出金の増額補正によって収支の均衡を図りました。

その結果、6月補正予算（第2号）案の予算規模は、次のとおりです。

(単位：千円)			
[会計区分]	[補正前の額]	[補正額]	[補正後の額]
一般会計	145,298,374	1,467,800	146,766,174
特別会計	92,591,018	0	92,591,018
企業会計	75,891,004	0	75,891,004
財産区	50,900	0	50,900
計	313,831,296	1,467,800	315,299,096

令和7年度6月補正予算（第3号）案の概要

1. 6月補正予算（第3号）案について

一般会計における補正の主な内容は、国の補助内示による減額補正と併せて、国が進めるバスタ整備と同調して進める必要がある中央通り再編事業費、緊急性の観点から早急に実施する必要がある道路、橋りょうについて単独事業費の増額補正を行おうとするものです。

また、三滝川水系及び海蔵川水系における、PFOS・PFOAに係る追加水質調査費用の増額補正を行っております。

さらに、三重県が行う助成事業を活用して実施する、PGT-A 検査を含む特定不妊治療費助成費用、四日市市太陽光発電設備等設置費補助金、燃料電池自動車導入促進補助金について増額補正を行っております。

歳入につきましては、国・県支出金や都市基盤・公共施設等整備基金繰入金、市債などの歳出各款に関する特定財源を補正するほか、財政調整基金繰入金の増額補正により、収支の均衡を図りました。

特別会計については、競輪事業特別会計において競輪場施設整備事業費の増額補正のほか債務負担行為の追加を行っております。

企業会計については、下水道事業会計において管渠布設費の増額補正を行っております。

その結果、6月補正予算（第3号）案の予算規模は、次のとおりです。

(単位：千円)			
[会計区分]	[補正前の額]	[補 正 額]	[補正後の額]
一般会計	146,766,174	△ 1,268,058	145,498,116
特別会計	92,591,018	25,640	92,616,658
企業会計	75,891,004	80,000	75,971,004
財 産 区	50,900	0	50,900
計	315,299,096	△ 1,162,418	314,136,678

総務常任委員会／総務分科会

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

消防車両整備事業（消防車両購入費）

1. 目的

火災・救急・救助等に迅速かつ的確に対応するため、消防車両更新計画に基づき、車両の更新及び機能強化を行う。

2. 内容

令和7年度に更新を予定していた救助工作車について、メーカーから製造ラインの逼迫^{ひっばく}により、令和7年度中の納期の見込みが立たない状況となったことから、令和8年度に納期を延期する必要があるため、債務負担行為を計上するとともに、令和7年度当初予算措置済の消防車両整備事業の車両購入費について、減額補正を行う。



救助工作車

3. 補正予算額

△165,000千円	（財源内訳）市債	△148,500千円
	一般財源	△16,500千円

4. 債務負担行為（追加）

消防車両購入費（救助工作車1台）	限度額	165,000千円
	期間	令和7年度から令和8年度まで

5. 分科会での議論の概要

Q. 納車の遅れによって、引き続き使用することになる車両は、車検期間など使用に問題はないのか。

A. 救助工作車は2年に1回の車検を受けており、新しい車両が納入されるまでの間、現在の車両の車検を受けて対応する。また、使用期間が延びることになるが、定期点検やメンテナンスを行い、不備がないように対応する。

Q. 既存車両を使い続けることで、自動車NO_x・PM法などの規制は問題ないのか。

A. 規制には適合しているので問題ない。

Q. 今後に更新を予定している車両でも、今回と同様に納期に間に合わないことが予想されるが、どのように更新計画を立てるのか。

A. 他自治体では、救助工作車や他の消防車両において、単年度で調達できない場合が発生していると聞いており、今後は、必要に応じて債務負担行為を前提とした予算要求を検討する。

＜分科会での審査結果＞

→別段異議なく、可決すべきものと決した。

○議案第 6 号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について

1. 改正の背景

令和 6 年 8 月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」の一部の項目に対応して、国家公務員について、人事院規則の一部改正がなされ、また、民間労働法制（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）においても同様の一部改正がなされ、令和 7 年 10 月 1 日から施行される。

それに伴い、本市においても、関係規定の整備を行うものである。

2. 改正の内容

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への情報提供・意向確認等

- (1) 職員が、当該職員又はその配偶者が妊娠、出産したことその他これらに準ずる事実を申し出た場合の仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供・意向確認のための措置
- (2) 3 歳に満たない子を養育する職員に対する、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供・意向確認のための措置

3. 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

4. 委員会での議論の概要

Q. 子の年齢に応じた子育て支援制度を記載した「子育てハンドブック」とはどんな内容なのか。

A. 子育てに関して、本市の職員が活用できる休暇や給付金などが記載されている冊子である。

Q. 子育てハンドブックの意思確認書とは、具体的に何を確認するものか。

A. 職場の円滑な業務遂行や人員配置のため、育児休暇等の取得の意思やその期間を確認するものである。

Q. 育児休業制度の普及が進む一方で、代替要員のいない職場では、残された職員の業務負担が増加しており、心身の不調や退職につながる懸念がある。代替要員を確保する仕組みを構築する必要があるのではないか。

A. 複数の職員が休んでいる職場については、可能な限り正職員を配置しており、また、退職した本市の職員に協力を仰ぎ、人材バンクのような形で代替要員を確保する試みを始めている。

<委員会での審査結果>

→別段異議なく、可決すべきものと決した。

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

不妊治療費 保健福祉総合システム運営費

1. 目的

不妊治療を行っている夫婦に対し、不妊治療に係る経費の一部を助成することにより、子育て世代の経済的な負担の軽減を図る。

2. 内容

令和7年度から三重県が市町へ補助する形で、新たに着床前胚染色体異数性検査（PGT-A(※)）を含む特定不妊治療費助成を開始したことから、本市においてもこの助成を実施する。なお、令和7年4月1日以降に終了した治療を対象とする。

(※)PGT-A…胚の染色体数に異常があると、移植が不成功に終わったり、妊娠しても流産となる可能性が高いことから、体外受精によって得られた胚の染色体数を移植前に調べる検査。PGT-Aを含む特定不妊治療は、保険が適用されない。

(1) 対象者

次のいずれにも該当する夫婦

ア 治療開始時の妻の年齢が35歳以上43歳未満

イ 2回以上の体外受精胚移植の不成功の既往を有する不妊症の夫婦、又は2回以上の流産の既往を有する不育症の夫婦

(2) 助成額（上限額）

治療1回につき30万円

※ただし、状態のよい卵が得られないため中止したなどの場合は17万5千円

(3) 助成回数

1子につき6回まで

※ただし、保険適用の特定不妊治療、保険適用終了後の回数追加助成、PGT-Aを含む特定不妊治療助成の回数を合わせて8回目までの治療に該当すること

【助成件数及び助成金額見込】

助成件数	10件
助成金額	3,000千円

【所要額見込】

	当初予算額	補正予算額	補正後予算額
不妊治療費（補助金）	46,624千円	3,000千円	49,624千円
システム改修費	0千円	849千円	849千円

【スケジュール】

7月下旬～10月末 システム改修
11月から 申請受付開始

3. 補正予算額

3, 849 千円

(財源内訳) 県支出金(1/2) 1, 500 千円

一般財源 2, 349 千円

4. 分科会での主な議論

Q. 対象年齢を 35 歳以上、43 歳未満とした根拠を確認したい。

A. 県の補助制度に基づいており、県によると統計的に 35 歳以上になると妊娠率が低下するため、PGT-A 検査による治療の効果が見込まれる年齢として設定していると聞いている。

Q. システムの変更にかかる費用は妥当な金額なのか。

A. 昨年度、保険適用終了後の特定不妊治療の回数追加助成のために改修したシステムの一部を改修するものであり、昨年度のシステム改修に要した費用と比較しても、今回の補正予算で計上する金額は妥当であると考えている。

Q. 助成件数の見込みを 10 件とした根拠を確認したい。

A. 不妊治療が令和 4 年度から保険適用になる前に、県が実施していた特定不妊治療に対する助成制度では、今回の PGT-A 検査も対象であったため、当時、北勢地域で PGT-A 検査を行っていた医療機関での実績を基に算出した。

Q. これから不妊治療をしようと考えている人が、保険適用の範囲や、PGT-A 検査、補助制度などの詳しい内容について理解できるよう周知を工夫すべきではないか。

A. 不妊治療への関心が高く、熱心に情報収集している人でなければわかりにくい治療、制度であると考えするため、市のホームページ等で市民が理解しやすい形での周知に努めたい。

<分科会での審査結果>

→別段異議なく、可決すべきものと決した。

議案第22号 動産の取得について ―真空冷却機 北部5台―

議案第23号 動産の取得について ―真空冷却機 南部5台―

1. 目的

学校給食による食中毒を防ぐためには、調理後直ちに提供しない食品は10℃以下又は65℃以上で管理する必要があり、加熱調理後、食品を冷却する場合には、30分以内に中心温度を20℃付近まで下げる必要がある。（厚生労働省発刊 大量調理施設衛生管理マニュアルより）

これまで、加熱調理後の食材を、水で冷やす等の方法で対応してきたが、昨今、夏から秋にかけては、猛暑日が続き水道水の温度が高くなることから、冷却作業に苦慮している。そこで、調理業務における衛生管理を強化するため、令和6年度より真空冷却機を順次導入している。

2. 内容

・主な機器内容 （北部5台、南部5台）

外径寸法：W1,130×D855×H1,730mm
 槽内有効寸法：W695×D635×H 460mm
 冷却温度：90℃→10℃（約20分）
 90℃ → 8℃（約25分）
 処理能力：40kg/バッチ

＜真空冷却機＞



食中毒事故の主な病因微生物

- **サルモネラ菌属**
 発育温度は5.2～46.2℃
 （大部分は7℃以下で発育なし）
 感染菌量は1～10⁸個
- **腸炎ビブリオ**
 発育温度は30～37℃
 （10℃以下で発育なし）
 感染菌量は10⁸個以上
- **カンピロバクター**
 発育温度は30～46℃
 （25℃以下で増殖不可）
 感染菌量は10⁴個
- **ブドウ球菌**
 発育温度は6.7～46℃
 （毒素型食中毒を起こす）
 発症毒素量（10 μg）には
 菌数10⁸個以上

	真空冷却機 北部5台	真空冷却機 南部5台
取得価格	28,050,000円	27,720,000円
取得の相手方	株式会社三重アサヒ 中部支店	日本調理機株式会社 三重営業所
契約の方法	指名競争入札 6社	指名競争入札 6社
納入期限	令和8年3月31日	令和8年3月31日

・今後の導入予定

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
10台(済)	10台	10台	4台

3. 委員会での主な議論

Q. 過去に給食室の構造上、設置が難しい学校があるとの答弁があったが、課題は解消されたのか。

A. 2校を除いて事業者との調整が完了しており、レイアウトの変更が必要になる場合は

あるが、現時点ではいずれの学校も改修せずに設置が可能である。

(意見) すべての小学校に同じ容量の機器を導入しているが、学校規模に応じた機器を選択すべきだったのではないか。

Q. 真空冷却機を既に導入した学校でメンテナンスに関する問題は起きていないか。

A. 起きていない。

Q. 機器の清掃が難しいという課題があると聞くがどのように対応していくのか。

A. 現場の意見を確認しながら衛生管理を徹底したい。

Q. 令和6年度に導入済みの学校は夏休みの期間中に設置できたのか。

A. 夏休みに設置できた学校もあったが、他の工事と重なるなどの事情により、2学期途中に設置した学校もあった。

(意見) なるべく早い時期に設置し、夏場の食中毒が発生しやすい期間に活用できるように取り組んでほしい。

Q. 北部と南部で生じた金額の差について確認したい。

A. 学校によって配管工事等の内容が異なることから生じた金額による差である。

Q. まだ真空冷却機を設置していない学校ではどのように加熱調理後の冷却をしているのか。

A. 従来どおりの水による冷却に加えて、保冷材を活用するなどの工夫をしている。

<委員会での審査結果>

→別段異議なく、可決すべきものと決した。

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第４号 令和７年度競輪事業特別会計補正予算（第１号）

競輪場施設整備事業費（外向投票所新築ほか工事費）

１．目的

競輪事業の安定した収益を確保するため、場外発売時の投票及び観戦機能の集約化を行い、誰もが利用しやすい競輪場として整備する。

２．内容

競輪事業施設等整備基金を活用して、四日市競輪場外向投票所新築ほか工事に係る実施設計に基づく整備を、令和７年度から令和９年度にかけて行う。

（１）事業費（令和７年度出来高分）

①工事請負費 24,300千円

建築・建築電気設備・建築機械設備及び外構整備

（総事業費 2,224,000千円）

②監理業務委託費 1,340千円

① の監理業務委託

（総事業費 35,100千円）

（２）整備全体の完成後イメージ



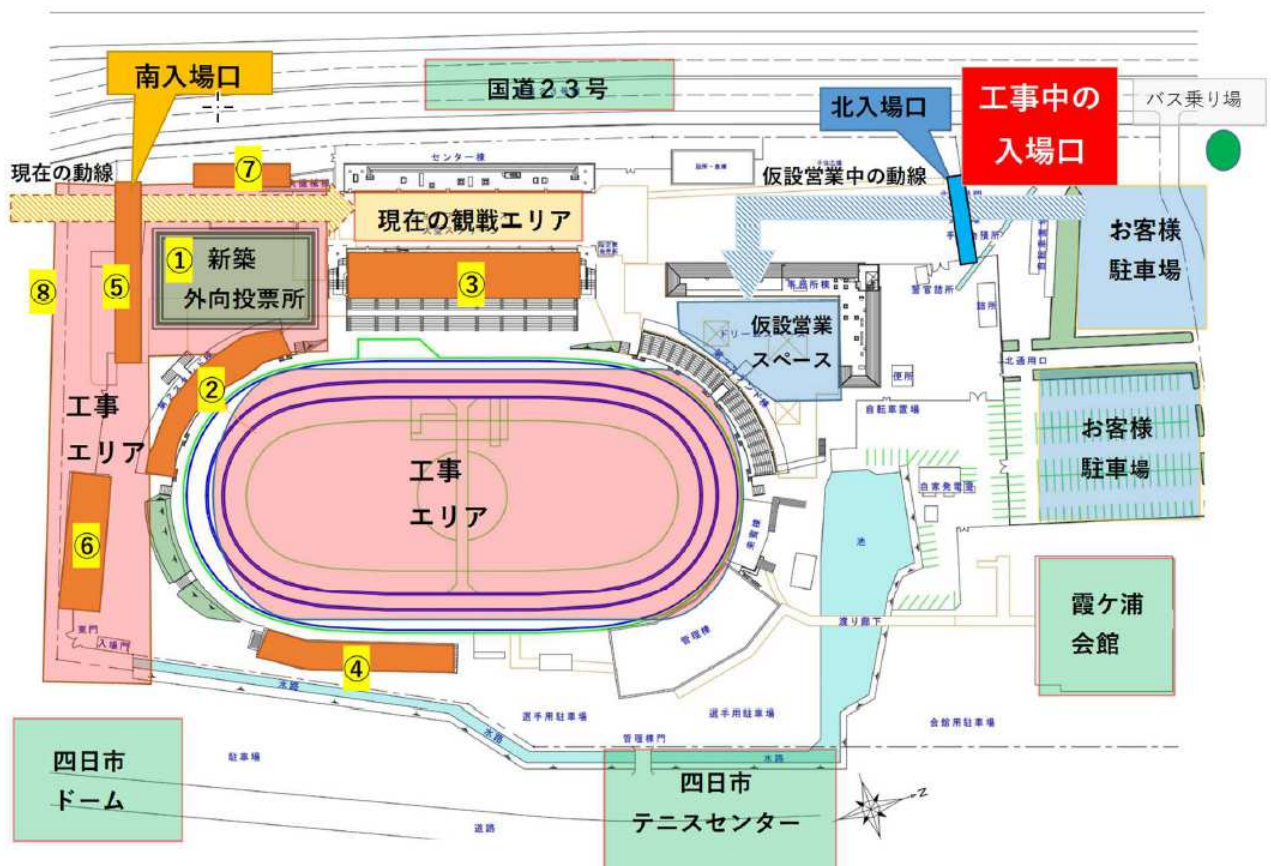
(3) 施設整備（全体）の概要

- ・新 築：①外向投票所（※）
- ・改 修：②第2スタンド（1階旧車券売場を飲食売店等に改修）
③特別観覧席（3階特別観覧席の一部を委員長室等に改修）
④来賓東棟（2階トイレの造設、外階段の屋根を取付）
- ・解 体：⑤南入場門
⑥現外向投票所
⑦南売店棟
- ・その他：⑧外構整備（人工芝の造成、移動販売車スペースの配備等）

※外向投票所の概要

- ・建築構造：鉄骨造 2階建て
- ・建築面積：約1,600㎡
- ・延床面積：約2,500㎡（1階1,600㎡、2階900㎡）
- ・建物用途：（1階）車券売場、コンビニエンスストア、ファミリールーム
（2階）グループ席、来賓席、一般テラス席、飲食店

仮設営業時（仮設営業期間 令和7年12月～令和10年6月）のレイアウト



(4) 工事スケジュール



3. 補正予算額

25,640千円

(財源内訳) その他特財

25,640千円

(競輪事業施設等整備基金繰入金)

4. 債務負担行為 (追加)

- ・競輪場外向投票所新築ほか工事費

限度額 2,199,700千円

期 間 令和7年度から令和9年度まで

- ・競輪場外向投票所新築ほか工事監理業務委託費

限度額 33,760千円

期 間 令和7年度から令和9年度まで

5. 分科会での主な議論

Q. 今回の整備の目的と、改修によって見込まれる経費削減や来場者数の目標など、費用対効果について確認したい。

A. 老朽化も一因だが、主に利便性向上と集約化が目的である。整備後は、集約化による人件費削減と設備更新に伴う光熱水費の削減により年間約3千万円の経費削減を見込み、来場者数の増加も目指す。

Q. 家族連れの公園利用者など、競輪以外の利用者也安全に施設を利用できているのか。

A. 普段から警備員を配置しているが、新施設の設置に合わせ、安全面はさらに強化していきたい。

Q. スタンド内の飲食店と新築する投票所内の飲食店で、提供内容に違いはあるのか。

A. 両者に差を設けることは考えておらず、現在の特別観覧席での提供形態を参考に、その

場で手軽に食事できるものを提供していく。

Q. 特別観覧席を委員長室等に改修するとのことだが、この委員長室とは何か。また、なぜ改修が必要なのか。

A. 競輪開催時に置かれる開催執務委員長の執務室のことである。現在、老朽化した選手管理棟にあるが、審判との連携を円滑にするため、審判席があるメインスタンドへ移設するものである。

Q. 工事で南門が閉鎖され、入口が北門のみになるが、災害時の避難経路は十分に確保できるのか。

A. メインスタンド裏のスペースから避難経路は確保できている。今後、消防とも協議し、十分な確保に努める。

Q. 非開催日の施設利用状況はどうか。施設整備を機に、競輪をしない市民も利用しやすいよう、イベント開催など開かれた施設となるよう工夫をすべきではないか。

A. 現在も、非開催日は選手や高校自転車部、一般市民が練習等でバンクを利用するほか、様々なイベントを実施している。新施設完成後は案内や広報を強化し、誰もが利用しやすい開かれた施設を目指す。

(意見) 競輪をしない市民には敷居が高い現状がある。多額の投資を無駄にしないためにも、新設されるコンビニやイベント開催などにより、市民が集う工夫を検討してもらいたい。

(意見) 駐車場の無駄なスペースをなくし、交通整理を行って安全を確保するとともに、老朽化した霞ヶ浦会館の修繕を進め、霞ヶ浦緑地全体が一体的に利用できるよう改善を要望する。

Q. 新施設の飲食店は常設営業か。また、常設営業には集客が必要なので、集客のため隣接するスポーツ施設や公園の管理者と協議する場を設置してはどうか。

A. 開催時以外もイベント等を行う際は営業したい。協議の場は現時点ではないが、今後の課題と考えている。

Q. 芝生広場に常設遊具を設置し、ファミリー層が平時から親しめる場所にすべきではないか。

A. 現在はイベントの際に仮設遊具等を置く想定だが、幅広い層の来場を目標としているため、メンテナンス等の課題もあるが、常設遊具の必要性を検討したい。

Q. 整備目的に、誰もが利用しやすい競輪場とあるが、ユニバーサルデザインチェックはされているのか。また、根拠となる市のマニュアルはあるのか。

A. 市のマニュアルはなく、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備マニュアルに基づいて設計段階で整備基準に適合しているかを確認済みである。

Q. おもいやり駐車場に屋根は設置されるのか。

A. 屋根付きで整備する予定である。

Q. 仮設営業はドリームスペースで行うのか。その場合、ファンサービスは制限されるのではないか。

A. 仮設営業はドリームスペースが中心となるが、イベント開催時には、メインスタンドの一部や北入場門の広場も活用することで、ファンサービスに支障が出ないよう努める。

Q. 観客が少ない現状で、観客席が多すぎるのではないか。観客席を縮小し、別の用途に活用する考えはないか。

A. 今のところ観客席を縮小する計画はないが、既存の階段式座席について、安全面に配慮しながら利便性を高める活用法を今後検討していきたい。

Q. 新設するコンビニは、大手事業者を想定しているのか。

A. 市民に分かりやすい点から大手チェーンが望ましいが、立地や夜間営業の制約があるため、幅広く検討していく。

Q. 新設される外向投票所の飲食店について、現在の事業者はどうなるのか。仮設営業への移行で営業をやめる店舗はあるのか。

A. 現在の4店舗のうち2店舗は仮設営業に移る。残る1店舗は営業を終了し、もう1店舗は別形態を検討中である。仮設に移った店舗が新施設に入るのかは未定である。

Q. 整備後は飲食店2店舗分のスペースしか確保しないのか。新規募集は考えないのか。

A. 第2スタンド改修部分にも飲食店スペースを設け、既存店が入る予定である。一方、新築する外向投票所2階は、新たに店を募集する予定である。

＜分科会での審査結果＞

→別段異議なく、可決すべきものと決した。

議案第 14 号 工事請負契約の締結について ―霞ヶ浦第 1 野球場グラウンド改修工事―

利用者の安全性及び利便性の向上を図るとともに、質の高い練習や試合を行う環境を整え、競技力の向上を図る。

1. 工事概要

野球場改修 一式

人工芝舗装工 A = 12,900 m²、付帯工 一式

2. 契約金額

620,884,000 円

3. 契約の相手方

日本道路・伊勢森建設特定建設工事共同企業体

4. 契約期間

契約の日から令和 8 年 5 月 29 日まで

5. 入札方法

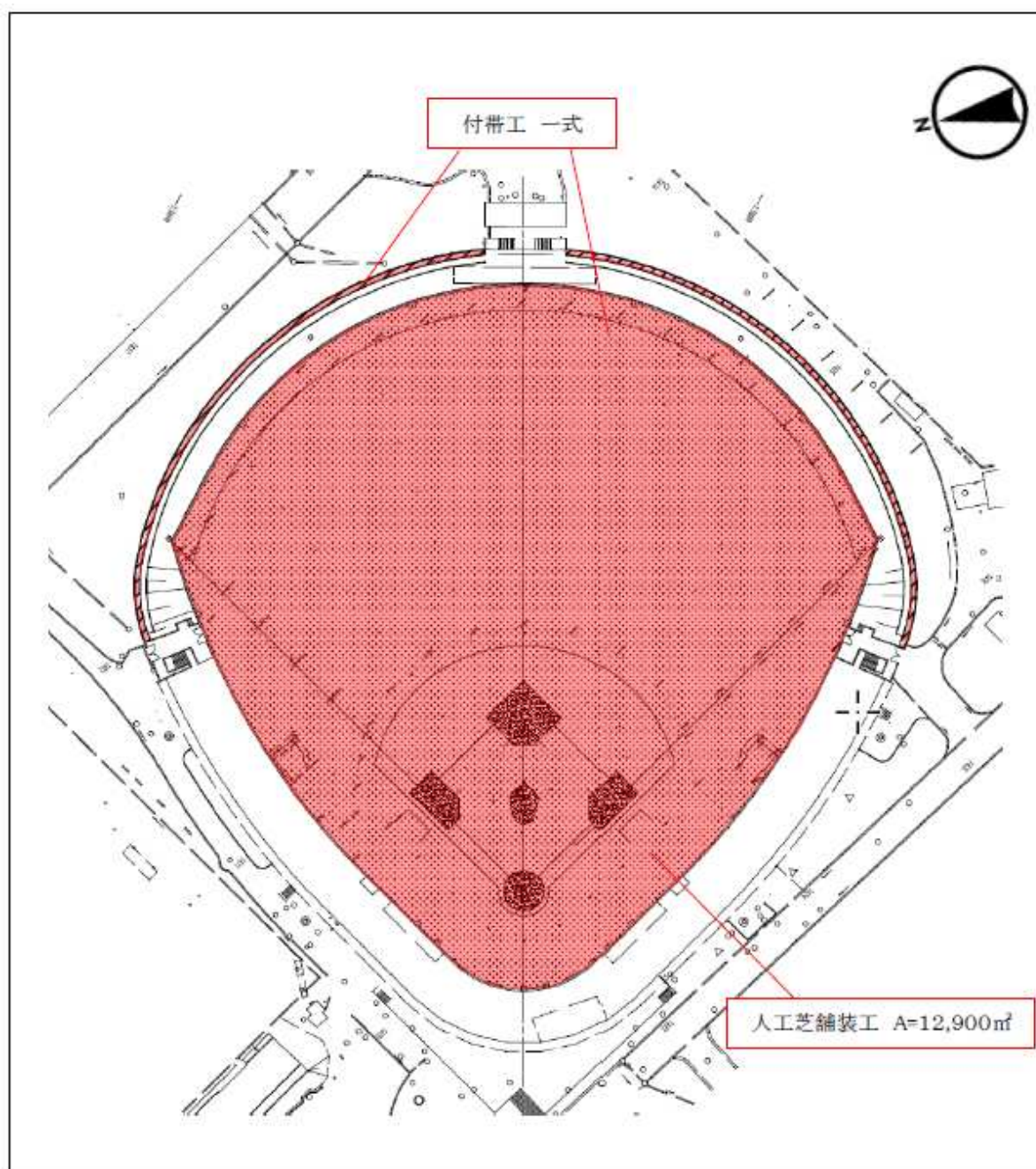
一般競争入札（総合評価方式簡易型） 2 社

6. 工事のスケジュール

年度	7									8	
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
準備工											
人工芝舗装工・ 付帯工											
書類整理											

施設休館期間：令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

霞ヶ浦第1野球場グラウンド改修工事

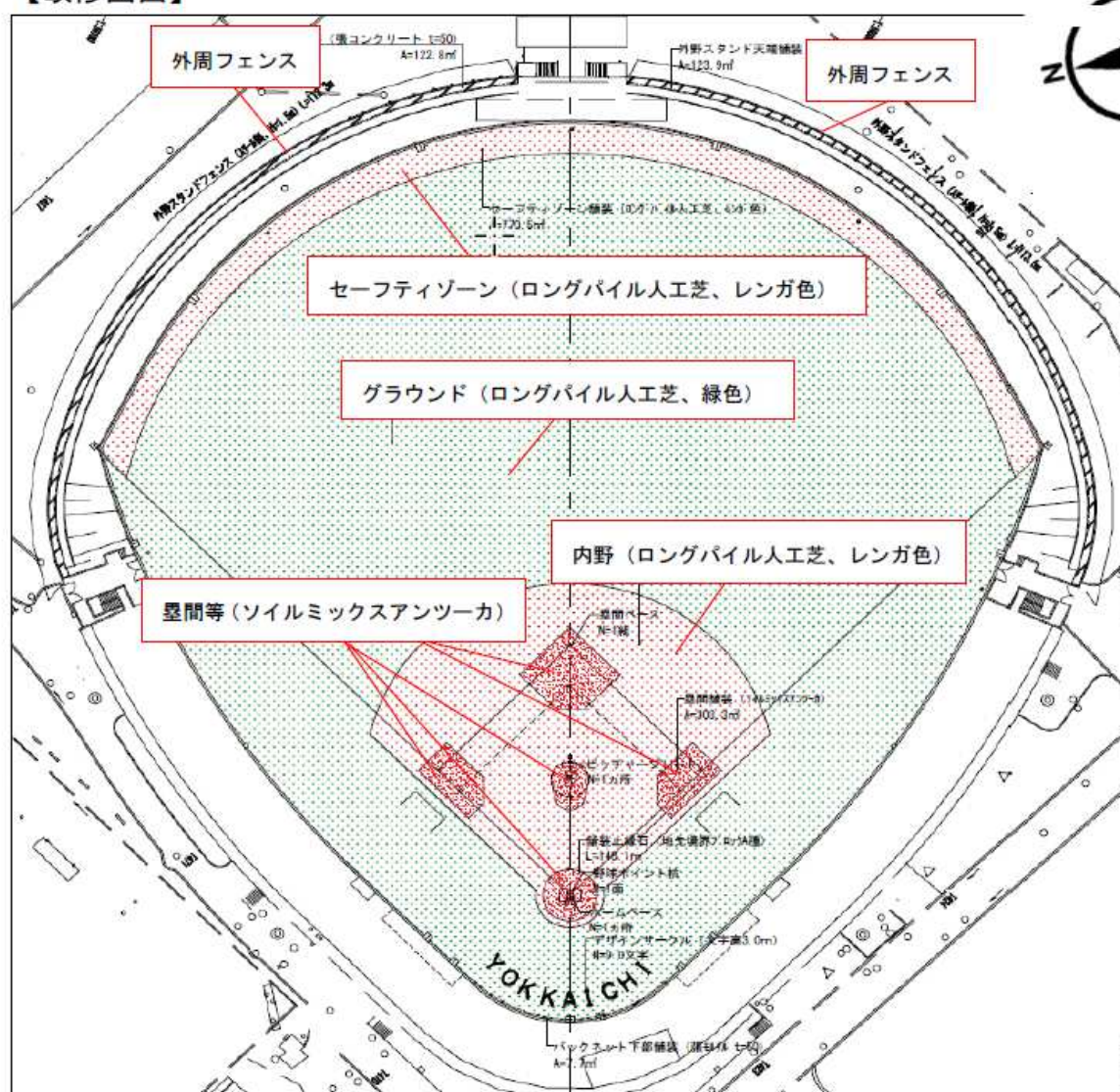


施設名	施設概要	利用者数
霞ヶ浦第1 野球場 (硬式・軟式)	フィールド面積 13,085.97 m ² 両翼 97.6m、センター120m 観客席 (メインスタンド) 1,993 人収容 (内野スタンド) 2,812 人収容 (外野スタンド) 3,000 人収容	令和4 年度:63,886 人 令和5 年度:63,973 人 令和6 年度:41,314 人

(※施設休館期間：令和6年9月1日から令和8年6月30日まで)

改修項目	改修概要
グラウンド全面人工芝化	①グラウンド舗装 (ロングパイル人工芝等) ②排水施設 (外周排水溝、集水桝、地下透水暗渠等) ③給水施設 (グラウンド散水栓等)
外周フェンス更新	①外周フェンス (延長 226.8m、高さ 1.5m)

【改修図面】



7. 委員会での主な議論

- Q. 2軍本拠地球場移転の検討を表明しているプロ野球チームがあるが、大きな波及効果が見込めるため、霞ヶ浦第1野球場に誘致する発想はないのか。
- A. 誘致した場合、現在の市民利用が圧迫される懸念があるため、現時点ですぐに動く考えはない。しかし、波及効果も踏まえ情報収集は継続していく。
- Q. なぜ全面人工芝にするのか。長期的な維持費も含めた費用対効果や、野球関係者の意見は聴取しているのか。
- A. 人工芝にすることで雨天後でもすぐ使用できるメリットがあり、稼働率向上が最大の目的である。三重県高等学校野球連盟等の意見も踏まえて決定した。また、天然芝に比べてメンテナンスについては容易となるが、長期的には更新などの維持費が必要になる。
- Q. 人工芝の具体的な耐久年数は何年か、また、部分補修をしながら持たせるという考えか。
- A. 利用状況によるが15～20年が更新の目安である。これは、部分補修をしながら使用することを前提としている。
- Q. 工事期間をずらすことにより、全国高等学校野球選手権三重大会の予選だけでも実施できなかったのか。
- A. 昨年度の予選終了後から、改修工事を実施しており、工事については2年近くかかることから、今年度の予選では使用ができなかったが、来年度の予選では使用ができる予定である。

<委員会での審査結果>

→別段異議なく、可決すべきものと決した。

都市・環境常任委員会／都市・環境分科会

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第5号 令和7年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算

下水道管路特別重点調査

1. 目的

国からの「下水道管路の全国特別重点調査」の実施要請を受け、該当する既存管路の調査を実施する。

2. 内容

【調査対象】

管径2m以上かつ平成6年度以前に設置された下水道管路

污水管	(該当なし)	令和8年2月末までに国へ報告予定
合流管	約3.5km	
雨水函(管)	約12.2km	
計	約15.7km	

※構造的に腐食しやすい箇所(約0.2km)は優先的に調査実施
(令和7年8月上旬までに国へ報告予定)

調査手法	区間延長100m未満	潜行目視調査
	区間延長100m以上	テレビカメラ調査



潜行目視状況



テレビカメラ(参考)

【管渠布設費】

補正前の額 6,956,035千円

補正後の額 7,036,035千円

補正額 80,000千円

3. 補正予算額

資本的収入	企業債	70,200千円
	国庫補助金	5,797千円
		75,997千円
資本的支出	管渠布設費	80,000千円
		80,000千円

4. 分科会での主な議論

- Q. 国が実施要請する下水道管路の全国特別重点調査の調査対象が、平成6年度以前に設置された下水道管路となっている理由を確認したい。
- A. 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」が定めたもので、設置から30年以上を経過した下水道管を対象としている。
- Q. テレビカメラを事業者から借りて、今回の調査を実施するのか。
- A. 今回の調査は業務委託により実施するため、テレビカメラを有する専門事業者に委託する予定である。
- Q. 全国特別重点調査は全国の自治体で一斉に実施することになるため、テレビカメラを所有する専門事業者への業務委託が集中することにより、業務を委託することが困難となる懸念はないか。
- A. これまでも市内事業者で、ストックマネジメント計画に基づく下水道管路調査を進めてきている。今回の調査も同様の業務内容であるため、調査用テレビカメラを有する市内事業者で対応可能と考えている。
- (意見) 他の自治体との競合により、市内事業者から断られる事態が起こらないようお願いしたい。
- Q. 潜行目視調査は、何人で実施するのか。
- A. 下水道管路へは複数人で入り、潜行目視調査を実施する。
- Q. 区間延長100m未満の場合は潜行目視による調査、100m以上の場合はテレビカメラによる調査と調査手法が分かれているが、これはガス発生時の避難経路確保といった安全上の理由によるものか。
- A. 潜行目視調査は、管路内に入る前の硫化水素濃度測定や換気等の事前準備が必要である。現在実施中のストックマネジメント計画に基づく点検においても、100m以上の区間は、人ではなく、テレビカメラ調査で実施している。今回の調査も安全面を考慮した調査手法の区分で実施したい。
- Q. 今回潜行目視調査として行う距離は把握しているのか。
- A. 調査対象となる下水道管路の総延長約15.7kmの内、テレビカメラによる調査の実施が

必要な距離は1 k m程度であり、残りは潜行目視で調査を行う予定である。ただし、管路内の水量等の条件により、潜行目視調査からテレビカメラ調査に切り替えることも想定している。

(意見) 市議会が行う市民意見の募集でも本議案に対する意見が多く寄せられており、市民の関心の高さが伺えることから、速やかにかつ安全性を第一に事故が無いよう進めてほしい。

Q. 国へ報告する調査結果について、市民への公表は行わないのか。

A. 調査結果は、国へ報告後、時期をみて市民へ公表する方針である。また、昨年度に緊急的に実施した汚水管路の点検についても、点検の結果、安全を確認した旨ホームページで周知しており、今回の調査についても時期をみて適切に市民に報告する。

(意見) 国による公表は全国規模の内容となるため、本市の状況について分かりやすく、市民へ報告してほしい。

＜分科会での審査結果＞

→別段異議なく、可決すべきものと決した。

議案第17号 工事請負契約の締結について
 ー市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事ー

1. 目的

市営中央駐車場は、駐車需要に対応するための都市計画駐車場であるとともに、本庁舎及び総合会館への来朝者の駐車場としても利用されている。当該施設は竣工後36年が経過しており老朽化も著しいことから、車路や外壁等を改修するものである。

市庁舎北館は竣工後32年が経過しており、維持保全のために外壁や屋上防水等の改修を行うものである。

2. 工事概要

(1) 市営中央駐車場（SRC造 地下2階地上5階建て 延床面積約9,772㎡）

車路改修、外壁改修、1階便所改修、階段室改修ほか

上記に伴う建築電気設備一式・建築機械設備一式

(2) 市庁舎北館（SRC造 地下1階地上5階PH1階建て 延床面積約2,251㎡）

外壁改修、屋上防水改修、渡り廊下塗装改修

3. 契約金額

289,531,000円

4. 契約の相手方

中日本建設株式会社

5. 契約期間

契約の日から令和8年7月24日まで

6. 入札方法

一般競争入札 2社

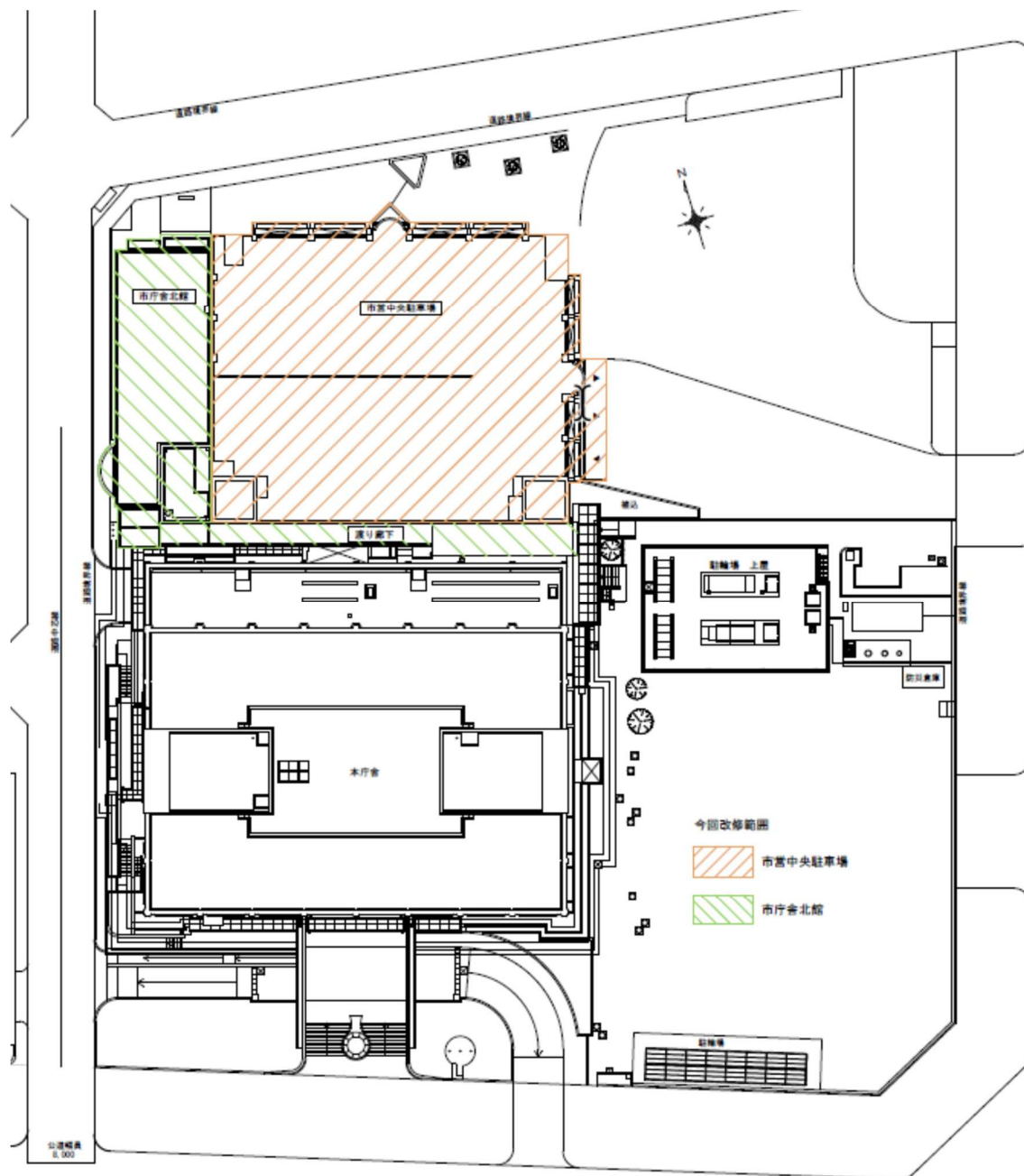
工種	令和7年度									令和8年度			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
市営中央駐車場・市庁舎北館 防水及び外壁改修													
市営中央駐車場 車路改修							1階						
市営中央駐車場 便所・階段室改修													

※市営中央駐車場の車路改修について、年末年始は1階を施工するため、駐車場を利用することができません。

※詳細な工程は、今後受注者との協議により決定します。

市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

〈参考図面〉



配置図

7. 委員会での主な議論

- Q. 年末年始の市営中央駐車場を利用できない期間などの代替駐車場として、くすの木パーキングなどを確保するとの説明があったが、くすの木パーキングは中央通り再編事業の関係車両で埋まっており、確保は難しいのではないか。
- A. すでに近隣の民間駐車場にも打診しており、また、市営中央駐車場に止めてある公用車を移動させるなどして駐車台数の確保に努めたい。
- Q. 今回の改修を行い、あと何年利用できるか。
- A. 当該施設の耐用年数が残り約 33 年となっている。外壁については、メンテナンスの周期は 40 年であることから、今回の外壁改修で完了するものと考えている。車路については何年後ということではなく、定期点検により、損傷が確認され次第、補修を行う。
- Q. 市民から市営中央駐車場は狭くて利用しにくいとの意見が数多く寄せられているが、すれ違いやすくするなどの改修はしないのか。
- A. 今回の改修では、現況の幅で補修するものであるが、車止めの位置を若干、下げることとしている。
- Q. せっかく改修するのであれば、課題解決も検討すべきではないか。
- A. 市営中央駐車場の曲がり角の部分で特にすれ違いにくいという市民からの声は聞いており、例えば、角に面している区画は軽自動車専用にするなど、工事担当課と対応策を検討していく。
- (意見) 根本的な課題が解決できないのであれば、現在の車の大きさや、使い方に合わせた駐車場への建て替えも検討してほしい。
- Q. 車路以外の車を止めるスペースは塗装の塗り替えのほかには補修は行わないのか。
- A. 今後、補修する箇所が確認された場合には、変更契約により対応したい。
- Q. 変更契約による増額をどの程度見込んでいるのか。
- A. 設計段階において、現況調査を行い、補修範囲を設計に反映させていることから、現時点においては、想定額を見込んでいないが、劣化が進行していれば、調査を実施する。
- Q. 今後増額補正を前提としているのであれば、この議案の契約金額は不確かなものとなるのではないか。
- A. 工事着手後に塗装をはがして下地を確認した際に、想定以上の損傷があれば補修が必要となるため、増額補正をお願いしなければならない可能性がある。
- (意見) まずは詳細な調査を行い、総費用を確定させてから予算要求すべきではないか。また、駐車区画の見直しも行い、税金を有効活用する計画性が必要だと考える。
- (意見) 決算の際には、本事業における当初費用と最終的な費用の差額を報告してほしい。
- Q. 渡り廊下の改修中は地下を迂回路として案内するとの説明があったが、安全に通行できるのか。
- A. 基本的に工事は通行人の少ない休日に行う予定である。今後、工事業者と協議の上、安全に通行できる迂(う)回路を確定させることになるが、工事の影響を受けにくい地下を通路

として使用することは歩行者にとって安全と考えている。
(意見) 安全対策と周知を徹底してほしい。

<委員会での審査結果>

→別段異議なく、可決すべきものと決した。

予算常任委員会

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

中央通り再編事業について

1. 目的

近鉄四日市駅・JR 四日市駅周辺において、駅前広場等も含めた中央通りの再編により、中心市街地の活性化や交通機能の向上を図る。

2. 内容

国補助内示額に合わせて補助事業費の減額補正を行う。

なお、国が進めているバスタ整備事業と同調して進める必要があることから、歩行者デッキの整備にかかる単独事業費の工事費の増額補正を行う。

〔中央通り再編事業にかかる国の補助金・交付金の内示状況について〕（単位：千円）

補助金・交付金事業名		当初予算	国からの内示額	差額
都市・地域交通戦略推進事業	防災安全交付金	1,937,200	912,000	△1,025,200
	個別補助(協議会)	792,900	509,800	△283,100
まちなかウォークアブル推進事業		318,000	202,600	△115,400
合 計		3,048,100	1,624,400	△1,423,700

（単位：千円）

	補正前	補正額	補正後	内容
国補助事業	3,048,100	△1,423,700	1,624,400	国内示に合わせて以下を変更減 ・歩行者デッキ工事の一部 ・道路工事の一部 ・南広場工の一部 ・中央通り公園工事の一部
単独事業	883,850	756,500	1,640,350	歩行者デッキ工事の一部を変更増
協議会負担金(※)	396,450	△141,550	254,900	国内示に合わせた負担金の減額
合計	4,328,400	△808,750	3,519,650	

(※) 協議会負担金については、市や交通・通信事業者等で構成する都市再生協議会に国補助金が交付されることから、国内示に合わせ負担金の減額補正を行う。

3. 補正予算額

△808,750千円 (財源内訳) 国庫支出金(1/2) △570,300千円
 市 債 △73,400千円
 その他特財 △165,050千円
 (都市再生協議会受託費)
 (都市基盤・公共施設等整備基金繰入金)

(内訳)

・中央通り再編事業費(補助事業)

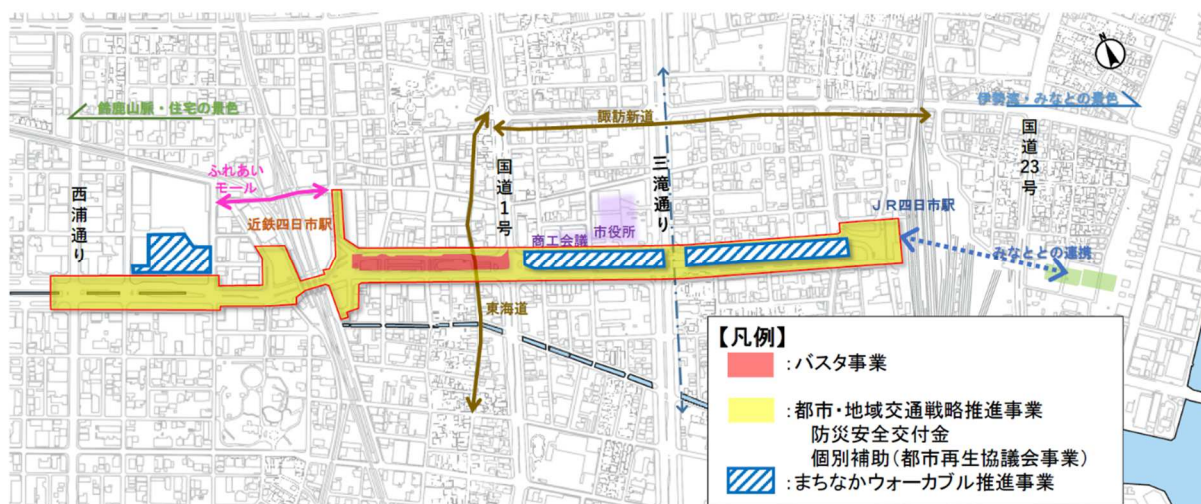
△1,423,700千円 (財源内訳) 国庫支出金(1/2) △570,300千円
 市 債 △513,300千円
 その他特財 △340,100千円
 (都市再生協議会受託費)
 (都市基盤・公共施設等整備基金繰入金)

・街路単独事業費

756,500千円 (財源内訳) 市 債 567,300千円
 その他特財 189,200千円
 (都市基盤・公共施設等整備基金繰入金)

・都市再生協議会負担金

△141,550千円 (財源内訳) 市 債 △127,400千円
 その他特財 △14,150千円
 (都市基盤・公共施設等整備基金繰入金)



4. 委員会での主な議論

Q. 国からの補助金が要望額を下回ったということは、国が本事業に緊急性や必要性を認めていないということか。

A. 事業の必要性については関係省庁に対して説明を尽くしているところであるが、国が限られた財源の中で優先順位をつけた結果、補助金が想定よりも少なくなったと考えている。

Q. 過去に国や県からの補助金が要望額に満たなかった際には事業の延期や縮小をして実施したこともあったが、今回は市単独事業費を増額補正してまで実施する理由は何か。

A. 補助金の額が要望額を下回った場合、基本的には補助金の額に合わせて事業を実施することとしているが、事業内容を個別に判断し、必要に応じて市単独事業費として増額補正を行う場合もある。本事業については、今後もコストの縮減について検討を続けていく。

(意見) 新図書館や大学の設置といった今後予定している大型事業についても国の補助金が交付されることを前提に話が進められているが、見込み通りの補助金交付が受けられない場合のことも考えておくべきである。

Q. 円弧デッキの設置目的を改めて確認したい。

A. まちと駅をつなぎ移動環境の利便性を高めること、歩車分離により安全性の向上を図ること、四日市の玄関口としての景観形成やまちの魅力向上を図ることが主な目的である。

(意見) 円弧デッキについては今までも資料に示されていたものの、円形デッキやバスタと比較すると、議会に対する説明が十分になされていなかったのではないかと感じられるため、今後は市民生活に大きな影響を与えるような事業については十分に説明を尽くしてほしい。

Q. 今後も補助金の額が見込みを下回った場合、市単独で事業を実施していく予定なのか。

A. 中央通り再編事業は国の進めるバスタの整備と同調する必要があるため、令和9年度に整備を完了することを前提に事業を進めていく中で、場合によっては市単独事業とすることも考えられる。

Q. 今回の補助内示額が要望していた額を下回った分について、補填される可能性はあるのか。

A. 国の補正予算の編成次第では、本事業に充当することも考えられるため、今後も要望活動を続けていく。

<議案第3号から議案第5号の3議案>

別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

四日市市議会 6 月定例月議会の概要

四日市市議会は、6 月定例月議会を 6 月 4 日から 6 月 30 日までの 27 日間の日程で開催し、市長から提案された 24 議案については、すべて原案のとおり可決しました。

また、請願第 1 号 P F A S 曝露による健康被害のリスクから市民を守るため、早急に市全域の P F A S 汚染の実態を把握して汚染対策を進めるよう求めることについては、賛成少数で不採択となりました。このほか、2 件の議員提出議案を審議し、原案のとおり可決しました。

1. 市長提出議案 24 件

① 補正予算議案 4 件

一般会計補正予算（第 2 号）

一般会計補正予算（第 3 号）

競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

下水道事業会計第 1 回補正予算

② 条例の一部改正議案 7 件

市税条例の一部改正 など

③ その他 13 件

工事請負契約の締結 ー市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事ー

動産の取得 ー高規格救急自動車 1 台ー

土地の処分について など

2. 請願 1 件

- ・ P F A S 曝露による健康被害のリスクから市民を守るため、早急に市全域の P F A S 汚染の実態を把握して汚染対策を進めるよう求めること

3. 議員提出議案 2 件

- ・ 四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定
- ・ 専門的知見を活用した子どもの権利に関する条例制定に係る調査研究業務委託

6月定例月議会における一般質問について

発言順序	議員名	質問項目（通告順）
1	石川 善己	・聴覚障害の方の防災について ・関西茶業振興大会 三重大会に向けて
2	山田 知美	・すべての子どもに届くキャリア支援を
3	辻 裕登	・上下水道管の更新状況と将来の利用料金に関する市の見通し ・中古住宅の流通に向けた取り組みの拡充 ・中心市街地での自動運転実装について
4	早川 新平	・住吉運河に関する念書問題について
5	平野 貴之	・プール跡活用で避難所が強くなる ・四日市の夜を取り戻せ ～光害の影響を考える～
6	谷口 周司	・子どもの将来に不安を残すな！！ ～今こそ考える「修学旅行」の意義～
7	今村 厚美	・「大きな災害があっても、障害がある我が子と私は、家にいるしかないね」
8	田中 徹	・工事中でも安全第一
9	水谷 一未	・誰もが安心して暮らせる四日市を目指して ～身近な困りごとへの対応から～
10	小林 博次	・旧笹川西小学校問題について
11	太田 紀子	・熱中症対策に必要な支援のその後 ・第9次四日市市介護保険事業計画と介護保険について
12	村上 暁	・多胎育児支援について ・小・中学校の学校給食無償化について
13	森 智子	・公共交通の今後を考える ・子宮頸がん撲滅に向けて パート2
14	山口 智也	・公立園における医療的ケア児支援の早期実施を！ ・「18歳の壁」問題に対する早期対応を！ ・市営住宅の駐車場の管理について

発言順序	議員名	質問項目（通告順）
15	樋口 博己	・災害時・災害後のリスク管理 ～河川管理・地籍調査～
16	荻須 智之	・新型コロナワクチンの副反応に対する予防接種健康被害救済制度での医療費等給付申請に対する支援について ・水泳競技をサッカー等の屋外競技と同じとする市長のご発言と、今年度の水泳大会について ・公会計改革の8年間の成果と、人口減が始まった本市で、毎年一般会計予算が100億円近く増額している矛盾について
17	笹井 絹予	・本市の関税対策・交通拠点整備・健康づくり
18	伊藤 嗣也	・公共施設利用者の命を守れ ・命をつなぐ市立四日市病院に期待する
19	上 麻理	・令和の米騒動を受けて当市の米農家の現状と今後の農地維持について ・男性の育児参加 四日市のサポート体制は？その先は？ 父親の子育てマイスター育成講座 ・行政・議会・各種団体 何をどう説明しているのか？
20	森川 慎	・議会制民主主義と議会の独立性について
21	伊世 利子	・自分らしく生きるために尊厳は守られているのか
22	小田あけみ	・マイナンバーカードの更新について 更新手続きで混雑している自治体もあると聞くが、四日市市は大丈夫なのか？ ・「特定外来生物」オオキンケイギクの駆除について 地域の一斉清掃に合わせて駆除してはどうか？
23	竹野 兼主	・生産緑地について ・吉崎海岸について
24	樋口 龍馬	・安心して住み続けられる「住みたくなるまち四日市」の実現に向けて
25	後藤 純子	・取り組み、実現していく「住み続けられる四日市」

6月定例月議会における議案に対する意見募集の結果について

四日市市議会では、平成26年8月定例月議会から各定例月議会における重要な議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業）について、各定例月議会の委員会での審査が行われる前に、市議会ホームページにおいて、市民の皆さんに情報提供を行い、ご意見をいただく取り組みを開始しました。

市民の皆さんからいただいたご意見は、一覧表にして全議員に配付し、議案審査の参考とさせていただきます。

議案の情報提供及び意見募集期間

令和7年5月29日（木）から6月13日（金）

意見の募集方法

広報広聴委員会において、意見募集の対象となる議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業）を選定し、市議会ホームページに議案及び議案資料を掲載して、市民の皆さんに情報提供を行いました。市民の皆さんからは、Eメール、F a x 及び郵送で意見を提出していただきました。

6月定例月議会の意見募集実施スケジュール

- 5月28日（水）議案聴取会終了後、広報広聴委員会を開催し、意見を募集する議案を選択
- 5月29日（木）掲載する資料を市議会ホームページに掲載
- 6月13日（金）意見募集締め切り
- 6月16日（月）広報広聴委員会を開催し、意見の一覧表を確認
広報広聴委員会終了後、全議員に周知

議案に対して寄せられた意見件数

総件数 34 件

（内訳）

No. 1	動産の取得について 一高規格救急自動車1台一……………	9 件
No. 2	不妊治療費 保健福祉総合システム運営費……………	6 件
No. 3	競輪場施設整備事業費（外向投票所新築ほか工事費）……………	6 件
No. 4	燃料電池自動車導入促進補助金……………	5 件
No. 5	下水道管路特別重点調査……………	8 件

※いただいたご意見は市議会ホームページに掲載させていただいております。

令和 7 年 9 月 定 例 月 議 会 日 程 （ 予 定 ）

9月	1日	(月)	本会議 初日(議案説明 など)	(午前10時から)
	8日	(月)	本会議 一般質問	(午前10時から)
	9日	(火)	本会議 一般質問	(午前10時から)
	10日	(水)	本会議 一般質問	(午前10時から)
	11日	(木)	本会議 一般質問	(午前10時から)
	12日	(金)	本会議 一般質問 追加議案、質疑、委員会付託 など	(午前10時から)
	16日	(火)	各常任委員会／予算、決算常任委員会分科会	(午前10時から)
	17日	(水)	各常任委員会／予算、決算常任委員会分科会	(午前10時から)
	18日	(木)	各常任委員会／予算、決算常任委員会分科会	(午前10時から)
	19日	(金)	各常任委員会／予算、決算常任委員会分科会(予備日) ※9月18日で審査が終了している場合は開催しません。	(午前10時から)
	25日	(木)	決算常任委員会全体会	(午前10時から)
	26日	(金)	決算常任委員会全体会	(午前10時から)
	29日	(月)	決算常任委員会全体会(予備日) ※9月26日で審査が終了している場合は開催しません。	(午前10時から)
10月	30日	(火)	予算常任委員会全体会	(午前10時から)
	1日	(水)	予算常任委員会全体会 ※9月30日で審査が終了している場合は開催しません。	(午前10時から)
	6日	(月)	本会議 最終日(委員長報告、質疑、討論、採決等)	(午後1時から)

※各常任委員会/予算分科会：総務、教育民生、産業生活、都市・環境の各委員会/各分科会

令和 7 年 9 月定例月議会 議会報告会開催のお知らせ

9 月定例月議会の議会報告会を下記日程で開催いたします。

ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

開催日時	会 場
令和 7 年10月21日（火） 午後 6 時30分～午後 8 時30分	総合会館 7 階 第 1 研修室 四日市市諏訪町2番2号

※天候等により中止となる場合があります。なお、開催 3 時間前に、大雨、暴風、大雪、津波のいずれかの警報が発令された場合、あるいは開始 3 時間前の時点で短時間のうちに各警報が発令される可能性が高いと認められる場合、また市域に震度 4 以上の地震が発生した場合は、開催を取り止めとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

開催を取りやめる場合は、市議会ホームページやSNS等でお知らせいたします。

※手話通訳、要約筆記いたします（事前予約は不要です）。

※状況によっては、記載された予定時間より早く終わる可能性があります。